「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第五条第二項の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を 定める省令案」について

I. 背景

第169回国会において、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号、以下「法」という。)が成立し、平成20年5月23日に公布されたところである。

今般、法第5条第2項においては、観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を農林水産省令・国土交通省令で定めることとされており、今般、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第5条第2項の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令」を制定する必要がある。

Ⅱ. 制定しようとする内容

観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者は、以下のとおりとする。

- ①一般社団法人、一般財団法人
- ②NPO法人
- ③地方公共団体が出資する法人その他その構成員又は出資者の構成からみて観 光圏整備事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人

Ⅲ. スケジュール(予定)

施行日:観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日(7月下旬)